

2015.10.1

CSR・ERM トピックス <2015 No.6>

CSR・ERM トピックスは、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関する諸テーマ（「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等）について、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2015 年 7～9 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<情報セキュリティ>

○ラックが「標的型攻撃 対策指南書」を公開

（参考情報：2015 年 7 月 28 日付 同社 HP）

株式会社ラックは 7 月 28 日、「標的型攻撃 対策指南書（第一版）」を公開した。

同社は、標的型攻撃の被害を受ける企業が増加し続けているにも関わらず、多くの企業や公共機関において標的型攻撃に対する正しい認識と対策が進んでいない現状があるとし、その解決を目指して同指南書の発行に至ったとしている。

同指南書には企業の経営者、事業責任者、IT 技術者を対象とした、標的型攻撃対策の方法が、40 ページにわたりまとめられている。

本書の構成は以下の通り。

- 1 標的型攻撃の理解と対策の流れ
 - 1.1 標的型攻撃とは
 - 1.2 標的型攻撃対策の流れ
- 2 標的型攻撃の対策
 - 2.1 推進体制の整備
 - 2.2 情報収集と情報共有
 - 2.3 抑止策の実装
 - 2.4 被害拡大の防御策の実装
 - 2.5 被害発生を検知策の実装
 - 2.6 ダメージコントロールと被害の対処への備え
 - 2.7 被害からの復旧手段の確保
 - 2.8 継続的に対策するための実施評価と予算措置
 - 2.9 標的型攻撃を見越した人の教育

なお同社は、継続的に同指南書を改訂増補し、将来の標的型攻撃の進化に伴い開発された新しい対策も盛り込んでいく、としている。

<CSR>

○全日本印刷工業組合連合会が「全印工連 CSR 認定制度」の認定企業を発表

(参考情報：2015 年 8 月 6 日付 同連合会 HP)

全国の中堅印刷業者が加盟する全日本印刷工業組合連合会は 8 月 6 日、「全印工連 CSR 認定制度」の認定企業を発表した。同認定制度は横浜市立大学の影山摩子弥教授の監修のもと、2013 年に全国初の業界別 CSR 認定制度として始まった。

CSR 取組項目*のチェックリスト基準を満たした企業に対して、その達成度合いに応じて、ワンスター認定（標準認定）、ツースター認定（上位認定）、スリースター認定（最上位認定）の 3 段階の認定を行っている。ワンスター認定取得から 2 年ごとに再審査が行われ、上位認定を取得することができる。7 月末の時点で、ツースター認定企業 12 社、ワンスター認定企業 75 社の計 87 社が CSR 認定企業となっている。

認定登録企業は、「全印工連 CSR 認定マーク」を名刺、会社案内、ホームページ等に表示することができ、積極的に CSR に取り組んでいる企業であることを社会にアピールすることができる。

* CSR 取組項目

チェックリストは、以下の各分野から策定されている。

- ① コンプライアンス
- ② 環境
- ③ 情報セキュリティ
- ④ 品質
- ⑤ 雇用・労働安全
- ⑥ 財務・業績
- ⑦ 社会貢献・地域志向
- ⑧ 情報開示・コミュニケーション

<個人情報>

○個人情報保護法・番号法改正案が成立

(参考情報：2015 年 9 月 3 日付 衆議院 HP、内閣官房 HP)

「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正案が 2015 年 9 月 3 日に衆議院にて可決、成立した。なお、両改正法は公布日である 2015 年 9 月 9 日より 2 年以内に施行される。

本改正は、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによって、新産業・新サービスの創出、国民の安全・安心の向上を実現すること及びマイナンバーの利用範囲を拡充することを目的としている。

それぞれの法律の改正のポイントは以下のとおり。

個人情報保護法の改正のポイント	
個人情報の定義の明確化	・特定の個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データ）等を個人情報として明確化 ・人種、信条、病歴等を含む「要配慮個人情報」について、本人同意を得て取得することを原則義務化するなど、取扱いを規定
適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保	・匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工したもの）の加工方法、取扱いを規定 ・認定個人情報保護団体につき、個人情報保護指針の作成や届出等を規定
個人情報の保護を強化（名簿屋対策）	・トレーサビリティを確保するため、第三者提供に係る確認義務、記録の作成義務を規定 ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪を新設
個人情報保護委員会の新設及びその権限	・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣を有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加
個人情報の取扱いのグローバル化	・日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても同法を適用 ・外国への個人データの第三者提供につき、あらかじめ本人の同意を得ることを原則義務化
その他改正事項	・本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト規定）の届出 ・個人情報取得時の利用目的から新たな利用目的への変更を制限する規定を緩和 ・取り扱う個人情報が 5000 人以下の取扱事業者を適用除外とする規定を削除
番号法の改正のポイント	
利用範囲の拡充	・預貯金口座にマイナンバーを付番し、ペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーを利用可能とする旨を規定 ・健康保険組合等特定健康診査情報の管理、地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携においてマイナンバーを利用可能とする旨を規定

海外トピックス：2015 年 7～8 月に公開された海外の CSR・ERM に関する主な動向をご紹介します。

<CSR>

○米国にて廃棄物再利用のためのマーケットプレイス開設へ

(参考情報：2015 年 7 月 8 日付 US BCSD HP)

米国企業等による持続可能な開発のためのイニシアチブである US BCSD (US Business Council for Sustainable Development)は、産業廃棄物の再利用のために企業間で取引を行うオンラインマーケットプレイス“National Materials Marketplace”の開設プロジェクトを発表した。同プロジェクトは、オンラインデータベースを通じて、参画する企業間で割安な廃棄物の再利用や交換などを行うもの。同プロジェクトには、ゼネラルモーターズやナイキなど、米国で事業展開する大手企業が 20 社以上参画している。

US BCSD は、企業が同プロジェクトに参画することにより、

- ・ 調達コストや廃棄コストの削減
- ・ エネルギーや温室効果ガスの削減によるカーボンフットプリントの改善
- ・ 再利用の取組による企業イメージの向上
- ・ 取組に賛同する企業との協働的なビジネスネットワークの形成

などのメリットが期待できるとしている。

<ワーク・ライフ・バランス>

○Netflix 社が従業員向けの新たな育児休暇制度を発表

(参考情報：2015 年 8 月 4 日付 同社 HP)

Netflix 社*は、8 月 4 日付で、従業員向けの新たな育児休暇制度を発表した。同制度の概要は、以下の通り。

- ・ 従業員は（男性・女性いずれも）、子供の誕生または養子縁組から 1 年間は、期間の制限なく、無条件で休暇を取得できる
- ・ 従業員は、休暇取得後、パートタイム、フルタイムのいずれでも職場復帰が可能で、復帰後も必要に応じて再度休暇を取得できる
- ・ 会社は、職場復帰後も休暇取得前と同水準の給料を提供する

同社は、自社が継続的に成長していくためには、各専門分野での優秀な人材の確保が必要と考えており、一年間自分自身や家族のために専念できる時間を提供することが、復帰後最大限のパフォーマンスを発揮することにつながる、と期待して本制度を導入している。

* Netflix 社

米国のオンライン DVD レンタル・映像ストリーミング配信事業者。2015 年 9 月 1 日より、日本でも映像ストリーミング配信サービスを開始している。

<持続可能性>

○国連が、国連と企業の協働に関するガイドライン（改訂版）を公表

（参考情報：2015年8月21日付 国連グローバルコンパクト HP）

国連は8月21日、国連と企業の協働に関するガイドライン改訂版*を公表した。

8月2日に国連加盟各国が「持続可能な開発のための2030アジェンダ**」に合意したが、国連は、同アジェンダに掲げられた目標の実現のためには、民間企業をはじめ様々な組織の相互連携が不可欠である、としている。同ガイドラインでは、国連と企業の協働により、その取組が国連の公平性や独立性を阻害したり、社会に対して負の影響を及ぼすことにならないよう「基本原則」を定めた。

具体的には、

- ・ 互いの責任や役割を明らかにし、いずれかに不公平な優位性が生じないようにすること（「誠実」）
- ・ 当該取組が、どのようにして課題解決につながるのかを明確に説明すること（「説明責任」）
- ・ 協働における互いの関係性や取組の内容に関する情報を公開し、公衆が利用可能な状態とすること（「透明性」）

等の原則が掲げられている。

* 国連と企業の協働に関するガイドライン改訂版

本ガイドラインは2000年に初版が発行され、その後2009年に改訂されている。今回は2度目の改訂。

** 持続可能な開発のための2030アジェンダ

世界の持続可能性を確保するために、2030年までに解決すべき課題について目標を定めたもの。具体的には以下17の目標を掲げている。

- 目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標4 すべての人々への、包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性のエンパワーメントを行う
- 目標6 すべての人々の衛生的な水の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標8 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する
- 目標9 レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る
- 目標10 各国内および各国間の不平等を是正する
- 目標11 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する
- 目標12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標13 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標14 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
- 目標15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する
- 目標16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る
- 目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

「当社では、全社を取り巻くリスクの洗い出し・評価を行うために、リスクリストの作成を検討していますが、留意すべきポイントがあれば教えてください。」

Answer

1. リスクリストとは

リスクリストとは、組織を取り巻くリスクを一覧化したもので、組織内におけるリスクの定義・呼称を統一するためのものです。例えば、「地震」「火災」「情報漏洩」「独占禁止法違反」「セクハラ・パワハラ」などのリスク項目を列挙したリストを指します。リスク項目の総数は組織により大きく異なりますが、一般的には 20～100 項目程度で整理している組織が多いようです。

2. リスクリストを作成するメリットとデメリット

全社リスクアセスメントを行う際に、リスクの定義や呼称がばらばらでは、目線の異なるリスク情報が各部門から洗い出されてくることになり、評価結果の客観性が損なわれるおそれがあります。また、担当者ごとにリスクの定義や呼称が異なると、重要リスクを特定する際の組織内のやりとりに齟齬をきたす可能性があります。組織内共通のリスクリストを作成することで、リスク情報の集計作業が効率的になるだけでなく、客観性を伴ったリスク評価や組織内における円滑なやりとりを行うことが期待できます。

さらに、各部門におけるリスクの洗い出し作業も、リスクリストを参考にしながら行くと、網羅的に洗い出されることが期待できます。このように、組織内共通のリスクリストを作成しておくメリットは少なくありません。

ただし、リスクリストに頼りすぎると、各部門における固有リスクを洗い出す作業が疎かになる可能性があります。全社リスクアセスメントにおいては、経営トップや事務局では把握しにくい各部門の固有リスクや新たなリスクを洗い出すことが重要な目的のひとつであるため、各部門における固有リスクがしっかりと補完されるような仕組みを組み入れることが肝要です。具体的には、各部門が固有リスクを適切に追記できるように、リスクアセスメント用紙に追記用の欄を設けたり、各部門に対するヒアリングなどで丁寧に補完したりすることなどが考えられます。

3. リスクリストを作成する際のポイント

(1) 組織の全体像に着眼して作成する

リスクリストは網羅的に作成することが非常に重要です。そのため、リスクリストを作成する際には、組織の全体像を把握した上で、リストに掲載するリスクを洗い出します。組織の全体像を把握できる資料としては、以下の資料が挙げられます。

① 組織図、職務分掌規程

各組織の業務や役割からリスクを洗い出します。さらに細かなリスクを洗い出す際には、各業務の業務フロー図などを活用するのも有効です。

② 拠点・事業所マップ

地理上の特性からリスクを洗い出します。雪害などの自然災害リスクや海外における

国・地域固有のリスクなどを洗い出す際に有効です。

③ ステークホルダー

組織を取り巻くステークホルダーを列挙し、それぞれとの関係性の中で想定されるリスクを洗い出します。

④ 事業目標、事業計画

組織の目標達成を阻害するようなリスクを洗い出します。将来のリスクや事業計画の各進捗段階におけるリスクを洗い出すのに有効です。

この他にも、会計データや有価証券報告書などの資料を活用するのも有効です。

(2) リスクの例示を併記する

リスクの名称のみでは、それがどのようなリスクかイメージしにくいいため、担当者ごとの各リスクへの理解が異なり、全社リスクアセスメントに齟齬をきたす恐れがあります。リスクリストには、リスクの名称の他にリスクの例示を併記すると、各リスクに対する理解が深まり易くなります。リスクの例示としては、各リスクが自組織において顕在化する際のリスクシナリオやリスクが顕在化した際の影響などについて記載することが挙げられます。

(3) 事象で整理する

リスクは一般的に、「事象」と、事象による「結果」により表現されます。例えば「火災（事象）」による「企業イメージの低下（結果）」のように表現されます。リスクリストを作成する際は、「事象」で整理すると重複を少なくできます。なぜなら、組織に影響を及ぼす「事象」は多様に存在するものの、その「結果」は、経済的損失、物的損失、人的損失、イメージへの損失などに集約されるからです。リスクリストに「売上の低下」や「企業イメージの低下」のような「結果」を含めると、他のリスクリストと重複が生じやすくなるため、リスクリストは「事象」で整理していくことをお勧めします。

ただし、例えば「取引先の倒産」「原材料の供給停止」などのように「事象」と、事象による「結果」の識別が困難なケースもあるため、厳密に整理する必要はありません。

(4) リスク項目の粒度は対策の推進単位を目安にする

「地震」と「洪水」は別々のリスク項目とするか「自然災害」としてまとめるか悩むケースが考えられます。リスクアセスメントの主な目的は、対策の優先順位を決定することであるため、このような場合は、対策の推進単位を目安にしてリスク項目の粒度を判断されることをお勧めします。

前述の例では、「地震」と「洪水」で対策の推進単位を分けた方がよいと考える場合は、別々で整理し、合わせて推進した方がよいと考える場合は、「自然災害」として同じリスク項目として整理します。リスクの主管部門が同じか否かという視点も、対策の推進単位を考える一つの目安となります。

4. リスクリストの見直し

組織を取り巻く外部環境と内部環境は常に変化することを踏まえると、リスクリストの継続的な見直しが欠かせません。しかしながら、内部環境のみならず、外部環境の変化まで把握し続けるのには高い専門性が求められるため、外部の専門家にアドバイスを求めることが推奨されます。外部の専門家のアドバイスを取り入れることで、他社事例や最新のリスク情報を踏まえたより網羅的なリスクリストに更新されることが期待できます。

以上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）に関しても、以下のテーマについてコンサルティング・セミナー等を実施しております。

これらのコンサルティング等に関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部

TEL.03-5296-8912（CSR・法務グループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

◇CSR（企業の社会的責任）

◇企業リスク分析・評価

◇危機管理

◇法務リスク全般

◇食品リスクマネジメント

◇D&O（役員賠償責任）

◇ERM（全社的リスク管理）

◇コンプライアンス（法令遵守）

◇海外危機管理

◇製造物責任（PL）・製品安全（PS）

◇情報セキュリティ

◇CS・苦情対応 他

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2015